

〒464-0848

名古屋市千種区春岡一丁目30番9号

宗教法人 薬師寺 御中

複写

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦市郎

(連絡先) 〒464-0075

名古屋市千種区内山三丁目28番2号 KS千種ビル6階F

事務局長 伊藤英樹

TEL: 052-734-8107

FAX: 052-734-8108

複写

## 差止請求書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

当団体は、貴院に対して、平成30年1月19日、契約が解除される時期にかかわらず、貴院が既に受領した金銭を一律に返還しないとする条項の使用差止等を求めて、名古屋地方裁判所に提訴し、当該訴訟は、平成31年3月12日、請求の認諾により、終了しました。

その後、貴院は、条項を改定されてきてはいますが、根本的なところで問題が残っています。すなわち、上記訴訟の当初から、当団体が、納骨前の解除の場合には、基本的には、全額を返金すべきである旨を指摘しているにもかかわらず、その点については、依然として改善されないままです。

そこで、当団体は、貴院に対して、消費者契約法41条1項の請求として、本差止請求書を送付します。

本差止請求書が通常到達すべき時から1週間を経過した後は、当団体は、貴院に対して、消費者契約法が定める差止請求に係る訴えを提起することができます。

つきましては、本差止請求書に対する貴院の対応につき、本差止請求書到達後1週間以内に上記連絡先宛て

複写



に書面でご回答ください。

複写

なお、本差止請求書の内容、本差止請求書に対する貴院のご回答の有無・内容及び本差止請求以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させていただくことがありますことを申し添えます。

敬具

## 第1 請求の要旨

- 1 当団体は、貴院に対し、別紙返金規程本文など、納骨前に契約が解除された場合に、既払金の全部又は一部を返金しないこととする条項を含む契約の締結を行わないことを求めます。
- 2 当団体は、貴院に対し、上記の条項が記載された書面を破棄すること、並びに、上記の条項を含む契約の締結を行わないこと及び上記の条項が記載された書面を破棄すべきことを貴院の職員らに指示することを求めます。

## 第2 紛争の要点

### 1 請求の要旨1について

(1) 別紙返金規程本文など、納骨前に契約が解除された場合に、既払金の全部又は一部を返金しないこととする条項（以下「本件不返還条項」といいます。）は、平均的な損害を超える部分については、消費者契約法9条1号に抵触し、無効です。

### (2) 本件契約の性質

本件契約は、申込者が、貴院に対して、自己又は申込者が指定する第三者（以下これらを合わせて「契約者」といいます。）の死後、契約者のために半永久的に供養という事実行為を行うことを依頼し、これに対する対価として金員を支払うことを内容とするものですから、事実行為を委託する準委任契約の性質を有するものと解されます。

(3) 本件不返還条項は消費者契約法9条1号の「消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」に当たること

本件不返還条項は、消費者契約法9条1号の「消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」に当たるといふべきです。

なぜなら、消費者が、消費者契約の解除に伴い、事業者から不当に損害賠償等の負担を強いられることがないようにするという消費者契約法9条1号の趣旨からすると、消費者契約中のある条項が消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であるかどうかは、その条項の文言のみではなく、実質的に見て損害賠償額の予定又は違約金を定めたものとして機能する条項であるかどうかによって判断すべきであるところ（京都地判平成15年7月16日判時1825号46頁）、本件

複写

不返還条項は、解除をした場合に、申込者は契約日からの経過日数に応じた返金率でしか返金を受けられない（すなわち、既払金から相当割合を差し引かれて返金される）という内容であり、実質的に見て損害賠償額の予定又は違約金を定めた条項といえるからです。

(4) 本件不返還条項は納骨前に契約が解除された場合であっても契約日からの経過日数に応じた返金率で返金されるものとなっていること

本件不返還条項は、解除の時期について、何の限定も付されていません。

したがって、本件不返還条項は、解除の時期にかかわらず、契約日からの経過日数に応じた返金率で返金される旨を定めているものと解するよりほかありません。

ところで、貴院で使用されている「永代供養のご案内」によりますと、本件契約は「生前申込み」をすることも可能とされています。

本件不返還条項によりますと、「生前申込み」がなされて、契約者が死亡する前に本件契約を解除する場合など、納骨前に解除する場合であっても、申込者は契約日からの経過日数に応じた返金率で返金されることとなります。

(5) 本件契約の性質からすれば、納骨前に契約が解除された場合に契約日からの経過日数に応じた返金率でしか返金しないのは不当であること

前述のような本件契約の性質からすれば、契約者が死亡する前に本件契約を解除する場合など、納骨前に解除する場合であっても、契約日からの経過日数に応じた返金率でしか返金しないのは、不当です。

なぜなら、納骨前であれば、貴院は、契約者に対する永代供養という本件契約における本質的な役務の提供を開始していないにもかかわらず、既払金の相当割合を返金しないことで、その対価だけを取得することができることになり、有償契約の対価的均衡を著しく失うからです。

(6) 本件不返還条項は納骨前に契約が解除された場合であっても貴院が契約日からの経過日数に応じた返金率でしか返金しない点で平均的な損害の額を超えるものであること

そもそも、納骨前の解除の場合には、新たに申込者を募集すれば、貴院には、何ら損害は生じないはずで

それにもかかわらず、納骨前の解除の場合であっても、貴院が契約日からの経過日数に応じた返金率でしか返金しないのは、平均的な損害の額を超えるものです。

(7) よって、本件不返還条項は、納骨前の解除の場合であっても、貴院が契約日からの経過日数に応じた返金率でしか返金しない点で、平均的な損害の額を超えるものですから、平均的な損害の額を超える部分については、消費者契約法9条1号に抵触し、無効です。

そこで、当団体は、貴院に対して、別紙返金規程本文など、納骨前に契約が解除された場合に、既払金の全部又は一部を返金しないこととする条項を含む契約の締結を行わないことを求めます。

## 2 請求の要旨2について

消費者契約法は、適格消費者団体に対して、不当行為の停止を求める権限だけでなく、不当行為の停止又は予防に必要な措置をとることを求める権限も付与しています（消費者契約法12条）。

そこで、当団体は、貴院に対して、不当条項を含む契約の締結を行わないことを求めるとともに、不当行為の停止又は予防に必要な措置として、不当条項が記載された書面を破棄すること、並びに、不当条項を含む契約の締結を行わないこと及び不当条項が記載された書面を破棄すべきことを貴院の職員らに指示することを求めます。

第3 訴えを提起する予定の裁判所

名古屋地方裁判所

複写

複写 以上

複写

複写

複写

複写



+

(別紙)

+

複写

## 返金規程

申込者は、法定解除権の行使その他法律に定める事由に基づき契約を解消した場合、当山に対し、次のとおり、契約日からの経過日数に応じて、お布施（志納金）の返金を求めることができる。但し、当山の責に帰すべき事由に基づき契約を解消した場合（当山の債務不履行等）、申込者は、お布施（志納金）の全額の返金を求めることができる。

複写

契約日からの経過日数

返金額

当日	納付額の9割に相当する額
8日以内	納付額の7割に相当する額
半年以内	納付額の5割に相当する額
1年以内	納付額の1割に相当する額

複写

複写

複写

複写

差出人 〒464-0075  
愛知県名古屋市千種区内山3-28-2KS千種ビル6階F  
特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海  
受取人 〒464-0848  
愛知県名古屋市千種区春岡1-30-9

理事長 杉浦 市郎

宗教法人薬師寺御中



この郵便物は令和3年7月6日  
第12489151813号書留内容証明郵便物  
として差し出したことを証明します。  
日本郵便株式会社  
受付通番：2021070613474300100000号

5 / 5頁



+

+